

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名：株式会社エネテック大阪
業者の住所：大阪府堺市堺区砂道町1-1-29
2. 競争参加停止措置期間：2021年11月10日～2021年12月21日
(6週間)
3. 事 実 概 要：
株式会社エネテック大阪は、大阪府内の民間発注の4件の工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結した。このことにより、2021年7月16日、大阪府から建設法第28条第3項に基づき7日間の営業停止処分を受けた。
4. 競争参加停止措置理由：
株式会社エネテック大阪が建設業許可部局から建設業法に基づく監督処分（営業停止処分）を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第12号（建設業法違反行為）に該当するため。

〈競争参加停止要領別表第2〉

措 置 要 件	期 間
1～11 略	
12 近畿地区の地域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
13～15 略	